

準用河川占用申請書の提出における注意事項

◎適用条項

河川法（抜粋）

（流水の占用の許可）

第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第25条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（土地の掘削等の許可）

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

◎許可期間

一般的なもの 3年以内

公共的なもの 10年以内

◎提出書類（提出部数 2部）

- ①申請書 既定のものを使用する。
- ②承諾書 新規の申請の場合は、区長の承諾書が必要になります。
- ③案内図 縮尺1/2,500以上の案内図
- ④公図写し 占用箇所を**朱色**で明示する。
- ⑤平面図 求積を入れる（官民境界線を入れること。）
- ⑥断面図 官民境界を明示する。
- ⑦写真 2方向程度から遠景近景を撮影し朱色で占用箇所を明示する。

◎その他 連絡先（申請者・代理人の電話番号）を必ず記入すること。